

議 会 議 案 第 3 号

地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書を次のとおり提出する。

令和3年3月18日提出

新居浜市議会議員 山 本 健十郎
新居浜市議会議員 藤 原 雅 彦
新居浜市議会議員 神 野 恭 多
新居浜市議会議員 伊 藤 謙 司
新居浜市議会議員 大 條 雅 久
新居浜市議会議員 藤 田 豊 治
新居浜市議会議員 藤 田 幸 正

地方たばこ税の一部を受動喫煙防止のための分煙環境整備・推進に活用することを求める意見書

たばこ税は国、地方の重要な財源であり、特に地方財政においては年間1兆円を上回る貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしている。

本市における地方たばこ税収入は、年間約8億円にも上り、たばこ販売を行う零細な小売店においては、たばこ販売を通じて安定的な税収の確保を図るとともに、地域社会の分煙環境づくりや環境美化、未成年者の喫煙防止運動などの社会貢献についても共同し十分な役割を果たしているところである。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は、複数年にわたるたばこ税増税、受動喫煙防止対策の強化に向けた改正健康増進法の施行等、喫煙規制強化の動きの拡大などにより厳しさを増し、たばこの販売数量がここ10年で半減するなどの状況もあり、耕作の減少、各地の零細販売店の廃業の増など著しい苦境に立たされている。

改正健康増進法の趣旨は望まない受動喫煙の防止であり、分煙環境の整備・推進が早急に求められるところである。また、分煙社会の実現のため、喫煙者が負担するたばこ税の一部を公共喫煙場所の維持・増設、公共施設や飲食店及びホテル・旅館等の喫煙室設置の助成、喫煙マナー向上に関する普及活動など、喫煙者、非喫煙者双方に配慮した取組に有効活用していくことが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、喫煙する者と受動喫煙を受けたくない者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現と推進を図るため、喫煙者が負担する地方たばこ税の一部を受動喫煙防止事業の推進を目的とした分煙環境整備として活用できる全国制度の整備とその実施について、責任を持って取り組むよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年3月18日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 宛

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

提案理由

口頭説明